

4章

家族と地域が支えあう 元気なまちづくり

- 1 節 家族や地域を支える絆づくり
 - 1 項 家族・地域の絆づくりの推進
 - 2 項 男女共生社会の確立
- 2 節 地域福祉の充実
 - 1 項 地域福祉の推進
 - 2 項 児童福祉・子育て支援の充実
 - 3 項 障害者福祉の充実
 - 4 項 高齢者福祉の充実
- 3 節 市民の主体的な活動の実現
 - 1 項 市民による地域づくりの推進
 - 2 項 市民活動の促進

4章

家族と地域が支えあう元気なまちづくり

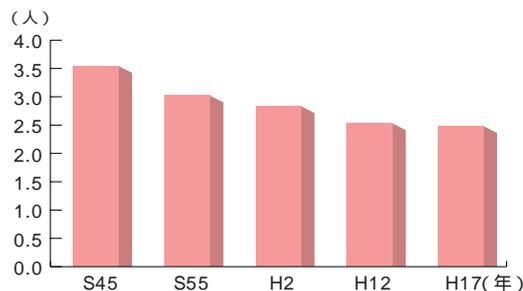
1節 家族や地域を支える絆づくり

1項 家族・地域の絆づくりの推進

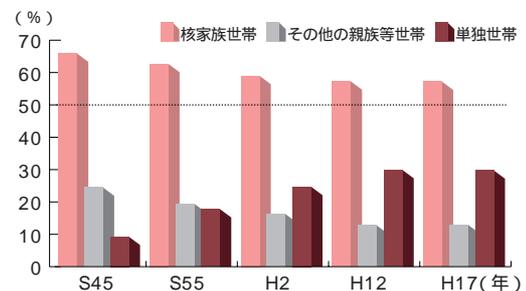
基本方針

市民一人ひとりがお互いを大切に、支えあい、助けあいのもとでしあわせな生活をおくることができるよう、家族・地域の絆づくりに取り組みます。

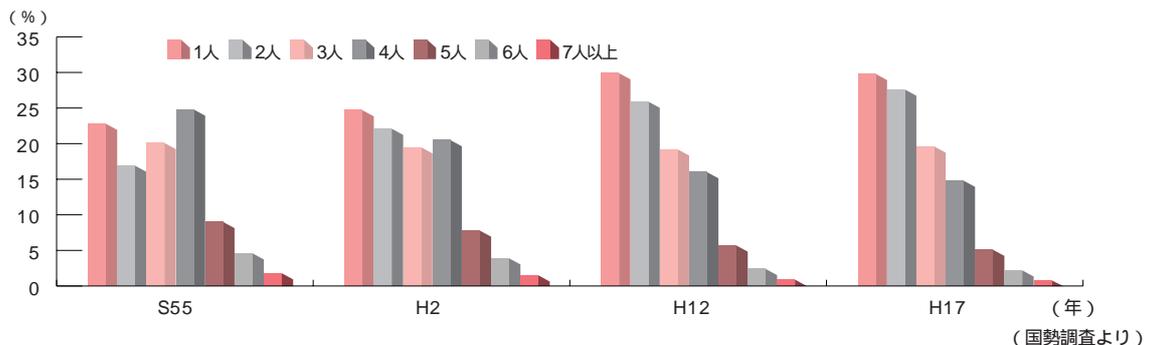
本市の一般世帯の平均人員の推移



本市の家族類型別割合の推移



本市の人員別世帯割合の推移



主要施策

4-1-1-1

家族・地域の絆づくりの意識啓発

(1) 家族・地域の絆を大切にす意識の啓発

家族の一人ひとりがお互いを大切にすることで家族の絆が生まれ、家族の絆のつながりによって地域の絆が広がります。家族・地域の絆を大切にすることにより、信頼や親愛、思いやりの心や、生命を尊重する意識が醸成されるよう、継続的な意識啓発活動を実施します。

(2) 「家族の日」や「家族の週間」の設定

家族のふれあいの機会を創出するため、「家族の日」や「家族の週間」を設定し、地域団体や民間企業、商業者などと連携しながら、家族の絆を深められるような効果的な施策を実施します。

(3) 家族・地域の絆づくりフォーラムの開催

人が社会の一員として生きていくうえで必要な、支えあい、助けあいの礎となる家族・地域の絆について意識啓発を行うとともに、絆づくりの実践の契機とするため、家族・地域の絆づくりフォーラムを開催します。

4 - 1 - 1 - 2

家族・地域をつなぐ取り組みの推進

(1) 家族・地域ふれあいの絆づくり推進事業の実施

家族・地域のふれあいや絆づくりについての取り組みを全市的に進めていくため、家族・地域の絆づくりに関する基本的な考え方を新たに構築するとともに、地域団体やNPO^(注1)などの民間が実施する、家族・地域の絆づくり活動などへの支援を検討します。

(2) 家族・地域の絆づくりに関連する事業の充実

家族や地域の人々がふれあう機会を増やし、相互の絆を深められるよう、新たに構築する家族・地域の絆づくりに関する基本的な考え方に基づき、市が実施している関連施策・事業の充実をはかります。

主な取組・事業の例 ([]は関連する主要施策)

- ・見守りネットワークなどによる地域福祉の推進
[4 - 2 - 1 - 1 地域福祉活動の促進]
- ・ファミリー・サポート・センター事業^(注2)などの仕事と家庭の両立による次世代の育成
[4 - 2 - 2 - 1 子育て支援体制の充実]
- ・在宅子育てサポート事業や地域ぐるみの子育て支援ネットワークの構築
[4 - 2 - 2 - 1 子育て支援体制の充実]
- ・地域愛形成事業^(注3)などによる市民協働^(注4)の推進
[4 - 3 - 2 - 1 市民活動の機会の拡充]
...など

(3) 家族・地域をつなぐ新たな取り組みの検討

誰もが互いに支えあい、助けあう礎として家族や地域の絆の重要性が認識されるよう、地域に住む高齢者などの知識や経験を活用して世代間の交流を推進する事業や、市民協働で地域振興を担う地域担当職員制度の創設など、新たな取り組みについて検討を行います。

目標

指標	現況	21年度目標
家族・地域ふれあいの絆づくり推進事業の実施 〔同事業により支援する民間主体の事業実施数〕	-	3事業

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
<p>2 家族・地域をつなぐ取り組みの推進</p> <p>(1) 家族・地域ふれあいの絆づくり推進事業の実施</p>	<p>【市】 家族・地域の絆に関する意識啓発の実施 民間事業の支援</p> <p>【市民(地域団体、NPOなど)】 主体的な事業の実施 民間事業への参加</p>	

注1) NPO (Non Profit Organization)
継続的・自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

注2) ファミリー・サポート・センター事業
利用会員と協働会員が登録し、利用会員のニーズに基づき、その子どもを協働会員が自宅で預かる制度。

注3) 地域愛形成事業
市民から、本市が行っている事業などの実施についての提案を募集し、市民自らが主体となって実施する委託事業。

注4) 市民協働
市と市民が共通の目的を達成するために、協力して働くこと。

2 項 男女共生社会の確立

基本方針

家族・地域を構成する市民一人ひとりが、お互いの人権を尊重しあい、個性や能力を十分に発揮できるよう、男女共生社会^(注1)の確立をめざします。

主要施策

4 - 1 - 2 - 1

男女共生の意識啓発と実践

(1) 男女共生の意識啓発

男女共生社会についての理解を深めるため、秋田市男女共生社会への市民行動計画^(注2)を策定するとともに、フォーラム・出張講座の開催や資料の発行、定期的な情報発信により、意識啓発につとめます。

(2) 女性の参画機会の拡充

男女双方の多様な意見が反映される社会をつくるため、女性セミナーの開催や女性人材リストの充実を進め、市の政策決定の過程や、地域活動などにおける意思決定の場面への女性の参画機会を拡充します。

(3) 男女共生の実践体制の整備

有識者や公募市民で構成される秋田市男女共生推進会議^(注3)との協働のもと、市が実施するあらゆる施策について、男女共生の視点に基づく評価・検証を進め、男女共生の実践体制の整備につとめます。

(4) 相談体制の整備

セクシュアル・ハラスメント^(注4)やドメスティック・バイオレンス^(注5)などの問題に適切に対応できるよう、法務局や労働局などの国の機関、女性相談所や警察などの県の機関と連携を強化しながら、相談体制や苦情処理体制の整備につとめます。

目標

指標	現況	21年度目標
女性の参画機会の拡充 〔市の審議会、委員会などへの女性参画率〕	31.2%	40.0%

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
1 男女共生の意識啓発と実践 (1) 男女共生の意識啓発	【市】 男女共生意識の啓発 【市民（企業）】 仕事と家庭の両立支援 【市民】 男女共生への意識改革	

注1) 男女共生社会

秋田市男女共生社会に関する懇話会(平成3年設置、14年秋田市男女共生推進会議に改称)の提言を受け、本市が継続して使用している表現。本市では、国がとなえている男女共同参画社会よりも広い概念として、男女という性別だけではなく、年齢、職業、身体状況、国籍などにかかわらず、誰もが互いの人権を認めあい、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮することができる社会として定義している。

注2) 秋田市男女共生社会への市民行動計画

本市が実施する男女共生社会推進のための施策・事業を総合的にまとめた計画。

注3) 秋田市男女共生推進会議

一般公募の市民と有識者により構成される男女共生社会実現のための審議会。

注4) セクシュアル・ハラスメント

就労や就学などで、相手方の意に反する性的な発言や行動によって、相手方に不快感や苦痛を与えること。

注5) ドメスティック・バイオレンス

配偶者や恋人など、親密な関係にあるパートナーからの暴力のこと。

2節 地域福祉の充実

1項 地域福祉の推進

基本方針

ともに支えあい、助けあう地域づくりを推進するため、地域における住民主体の福祉活動や福祉ボランティア活動を促進します。

地域福祉の推進イメージ



主要施策

4 - 2 - 1 - 1 地域福祉活動の促進

(1) 地域における社会福祉の推進

すべての市民が、支援が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、公的福祉サービスを整備し、医療・保健・福祉各分野の連携の強化と充実をはかります。

また、地域住民相互が支えあい、助けあう共助の考え方のもと、地域で行われている子育て支援活動や住民相互の見守り・声かけ活

動などの実践事例の紹介、市内各地区でのワークショップ^(注1)の開催などにより、市民の自主的・主体的な地域福祉活動を促進し、地域における総合的な福祉サービス提供体制の整備をはかります。

【新県都プラン】地域福祉計画推進事業

【新県都プラン】けやきのまちしあわせプラン推進事業

けやきのまちしあわせプラン推進事業は、各個別計画（秋田市高齢者プラン、秋田市障害者プラン、秋田市次世代育成支援行動計画、健康あきた市21）ごとに実施している。

注1) ワークショップ

本来、作業場や工房を意味する言葉であるが、今日では「創造的な話し合いの場」「参加者の潜在的な能力を引き出し声にしていく場」という意味で、住民参加型のまちづくりなどにおける合意形成の手法として用いられていることが多い。

(2) 地域福祉活動団体への支援

地域における福祉教育・福祉啓発活動や見守り・声かけ活動、子育て家庭への支援など、地域福祉活動の充実をはかるため、社会福祉法人秋田市社会福祉協議会^(注2)や秋田市民生児童委員協議会^(注3)など、地域福祉活動を担う団体を支援します。

社の担い手となるボランティアを育成するとともに、養成講座の開催、啓発・広報活動などを行い、福祉ボランティア活動を支援します。

目標

指標	現況	21年度目標
福祉ボランティア活動の促進 〔福祉ボランティアの実登録者数(個人、団体)〕	個人 944名 団体 199団体 (17年度)	個人 1,000名 団体 210団体

(3) 福祉ボランティア活動の促進

福祉ボランティア活動を促進するため、秋田市ボランティアセンター^(注5)において、地域福

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
1 地域福祉活動の促進 (1) 地域における社会福祉の推進	【市】 地域福祉の理念の市民理解と意識醸成の促進 【市民】 地域福祉活動への積極的な参加	

2 項 児童福祉・子育て支援の充実

基本方針

子どもが健やかに育つことができるよう、地域における子育て支援体制の整備や仕事と子育ての両立の推進など、子育て家庭に対する支援の充実をはかります。

ひとり親家庭の自立を促進するため、家庭の状況に応じた効果的な支援を行います。

就学前児童の良好な育ちの場を確保するため、将来の保育需要やニーズに適した環境づくりを進めます。

主要施策

4 - 2 - 2 - 1
子育て支援体制の充実

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

地域のなかで子育てしやすい環境を整えるため、子ども未来センターや児童館などに

いて、子育て支援を行う地域の団体との連携をはかりながら、子どもの遊び場や親子のふれあいの場、親同士が交流できる機会を増やすほか、子育て相談や情報提供を行います。

また、現在、子ども未来センターで実施している地域子育て支援センター事業を、新た

注2) 社会福祉法人秋田市社会福祉協議会
市内において様々な社会福祉事業を実施するとともに、市内に38ある地区社会福祉協議会と連携し、地域の支えあい・助けあいの意識を醸成するなど、地域福祉の推進役となっている民間団体。

注3) 秋田市民生児童委員協議会
民生児童委員^(注4)の全市的な連絡協議会。現在、本市には、38の地区民生児童委員協議会と秋田市児童民生委員協議会が組織されており、福祉事務所などの関係行政機関と連携を密にしながら、各地域における組織的な福祉活動に取り組んでいる。

注4) 民生児童委員
民生委員と児童委員を総称するときの表記。民生委員は、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って社会福祉にかかわる相談に応じ、様々な支援を行う地域のボランティアであり、民生委員法に基づいて配置されている。民生委員は、児童福祉法の規定に基づき児童委員を兼ねており、児童委員として、地域の児童および妊産婦の健康状態、生活状態を把握して、必要な援助を受けられるようにするなどの活動をしている。

注5) 秋田市ボランティアセンター
福祉ボランティアの活動を希望する人と派遣を希望する人を結び機能のほか、はじめてボランティア活動に参加する人へのサポートや、現在活動している人への相談や援助を行う組織。秋田市社会福祉協議会に運営を委託している。

に地域子育て支援拠点事業^(注1)に移行し、地域における子育て支援拠点のさらなる拡充をはかります。

(2) 子育て支援のネットワークづくり

地域主導による子育て支援活動を推進するため、モデル地域において、子育て支援団体の関係者による連絡会議や支援者研修会を実施することにより、子育てネットワークづくりを推進し、地域全体で子育て支援に取り組む体制を整えます。

(3) 在宅で子育てをしている家庭への支援

就学前の子どもを在宅で育てている家庭をサポートするため、親子参加型の日帰り遠足や、一時預かりサービス利用料の助成、絵本購入費の助成など、複数の子育て支援サービスを提供する在宅子育てサポート事業を実施します。

(4) 仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育ての両立と地域における子育て機能の向上を実現するため、ファミリー・サポート・センター事業^(注2)のPRを強化し、会員の拡大につとめるとともに、会員相互の援助活動ができるよう支援します。

(5) 子どもの虐待防止対策

子どもの虐待の未然防止と早期発見・早期対応をはかるため、児童相談所、保健所との連携を密にするるとともに、複雑な背景を持つ事例にも対応できる相談体制の強化につとめます。

また、虐待などの情報が寄せられた場合には、児童相談所との同行訪問などを行い、家庭内の状況を確認しながら、子どもの安全を第一に考え対応します。

さらに、現在の児童虐待防止協議会^(注3)を、法定機関である要保護児童対策地域協議会^(注4)に移行し、虐待防止機能を強化します。

注1) 地域子育て支援拠点事業

地域における子育て支援拠点の整備に関し、厚生労働省が平成19年度から新たに創設する事業。公共施設の空きスペースなどを活用する「ひろば型」、公共施設などに専用施設を設置する「センター型」、児童館を活用する「児童館型」の3つがあり、それぞれの機能をいかしながら、子育て親子の交流や子育てなどに関する相談、情報の提供、講習の実施などの基本事業を実施する。

注2) ファミリー・サポート・センター事業

利用会員と協会員が登録し、利用会員のニーズに基づき、その子どもを協会員が自宅で預かる制度。

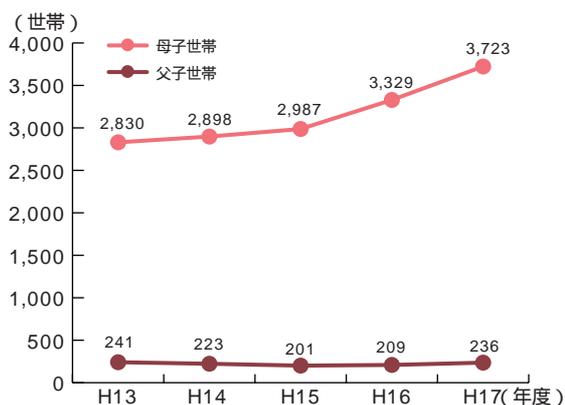
(6) 子育て家庭への医療費の助成

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、乳幼児やひとり親家庭などの児童へ医療費を助成します。

(7) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の自立を促進するため、それぞれの家庭の状況に応じて、子育てや就労への支援、経済的支援などを総合的に行い、家庭環境の向上をはかります。

秋田市におけるひとり親家庭数の推移



(8) 妊産婦保健の充実

妊婦の疾病の早期発見・早期治療のために健康診査を実施するとともに、育児不安を抱く妊産婦への支援につとめます。また、訪問指導や妊娠・出産に関する相談、情報交換ができる場を充実し、母子の心身の健康をサポートします。

(9) 乳幼児保健の充実

乳幼児が心身ともに健やかに成長するよう、乳幼児健康診査を実施し、疾病や障害の予防、早期発見につとめるとともに、訪問指導や育児相談など、子育て支援の充実をはかります。特に育児不安が強いといわれる生後4ヵ月までの乳児を持つ家庭への訪問指導を強化します。

注3) 児童虐待防止協議会

児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応のために必要な体制を整備することを目的として、行政、教育、医療機関および子育て支援者などで構成する任意設置の協議会。

注4) 要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に規定された法定機関。この協議会の設置により、虐待を受けている子どもだけでなく保護を必要とする児童を対象とするほか、これまで以上に関係機関の円滑な連携・協力の確保が可能となるなど、機能強化がはかられる。

(10) 小児救急医療の確保

子どもの急な病気やけがに対応するため、市立夜間休日応急診療所^(注5)において初期救急医療を確保します。

(11) 特定不妊治療に対する助成

不妊に悩む夫婦に対する経済的支援として、特定不妊治療^(注6)費を助成します。

目標

指標	現況	21年度目標
地域における子育て支援サービスの充実 〔子ども未来センター事業参加者数〕	73,664 人 (17年度)	115,000 人
在宅で子育てをしている家庭への支援 〔子育てサポートクーポン券交付率〕	76.7 % (17年度)	85.0 %
仕事と子育ての両立の推進 〔ファミリー・サポート・センター会員数〕	利用会員 1,295 人 協力会員 252 人 (17年度)	利用会員 1,400 人 協力会員 400 人



「親子のふれあい広場の様子」

4 - 2 - 2 - 2

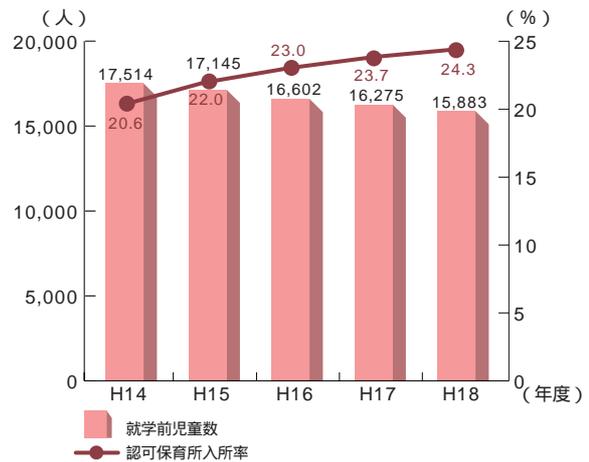
保育サービス提供体制の整備

(1) 通常保育需要への対応

年々増える保育需要へ対応するため、地域ごとの保育需要を見極めながら、既存の認可保育所^(注7)の定員改正、新たな施設の創設、認定こども園^(注8)の活用など、認可定員の拡充をはかるとともに、認定保育施設^(注9)への助成により、受け皿の充実につとめます。

【新県都プラン】児童福祉施設整備推進事業

就学前児童数と認可保育所入所率の推移



注5) 市立夜間休日応急診療所
夜間や休日などに、小児を中心とした初期救急医療を確保するため設置している医療機関。

注6) 特定不妊治療
不妊治療のうち、保険外診療である体外受精および顕微授精をいう。

注7) 認可保育所
本市に居住している保護者が仕事や病気などのため、日中子どもを家庭で保育できないとき、一定の基準のもと、保護者に代わって保育する児童福祉施設。運営は公費によって行われており、保育料は市内45カ所の認可保育所が同一の水準に定められている。

注8) 認定こども園
幼稚園、保育所などのうち、教育と保育を一体的に行う機能と地域における子育て支援機能を備え、秋田県が定める認定基準を満たしている施設。認定は県知事が行う。

注9) 認定保育施設
本市の認可外保育施設のうち、認可保育所入所要件に該当する子どもが入所しており、かつ市が定める一定の基準を満たしていると認定した施設。市では、認定保育施設に対し、良好な保育環境の維持を目的とした助成を行っている。

保育所等入所児童数の推移

	認可保育所 (公立)		認可保育所 (民間)		へき地保育所		その他			
	施設数	児童数	施設数	児童数	施設数	児童数	認定保育施設		認可外保育施設 事業所内保育所	
							施設数	児童数	施設数	児童数
H14	10カ所	896人	26カ所	2,282人	7カ所	142人	12カ所	539人	5カ所	136人
H15	10カ所	867人	28カ所	2,479人	6カ所	127人	15カ所	526人	4カ所	73人
H16	9カ所	770人	29カ所	2,633人	6カ所	140人	16カ所	559人	6カ所	121人
H17	15カ所	1,182人	29カ所	2,680人	6カ所	132人	19カ所	665人	6カ所	117人
H18	15カ所	1,175人	30カ所	2,687人	5カ所	102人	19カ所	675人	11カ所	215人

(2) 長時間延長保育事業の推進

入所児童の保護者の多様化する就労形態に対応するため、午後8時以降の長時間延長保育を行う認可保育所の増加をはかります。

(3) 通常保育以外の保育需要への対応

保護者のパートタイム就労や病気などによる一時的または短時間の保育需要に対応するため、認可保育所などで一時保育や特定保育を実施します。

(4) 乳幼児健康支援一時預かり事業

保護者の仕事などにより日中子どもの保育ができない家庭で、保育所などでの集団保育が困難な病気回復期の子どもについて、児童福祉施設などで一時預かりを実施します。

(5) 民間活力を活用した保育サービスの提供

多様化する子育て家庭のニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、公立保育所の民間移行など、民間活力を有効に活用した保育サービス提供体制の整備につとめます。

目標

指標	現況	21年度目標
民間活力を活用した保育サービスの提供 〔公立保育所民間移行施設計画に基づく民間移行済み施設数〕	1カ所	3カ所

2カ所の民間移行は、秋田市次世代育成支援行動計画において設定したものであり、平成16年の旧手形第二保育所の民間移行の事例を検証したうえで、入所児童に負担のない手法により実施しようとするもの

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
1 子育て支援体制の充実 (2) 子育て支援のネットワークづくり	【市】 地域の子育て支援者への研修などの実施 子育て支援者の組織づくりや連携の支援 【市民】 地域全体での子育て支援への理解と子育て支援活動への参加	
1 子育て支援体制の充実 (4) 仕事と子育ての両立の推進	【市】 ファミリー・サポート・センター事業の活用促進 ファミリー・サポート・センター事業の企業に対するPR 協会会員の増員 【市民】 ファミリー・サポート・センター事業への参加	
1 子育て支援体制の充実 (8) 妊産婦保健の充実 (9) 乳幼児保健の充実	【市】 健康診査体制の整備 健康教育相談の実施 【市民(医師、歯科医師など)】 専門知識や技術の提供	

3 項 障 害 者 福 祉 の 充 実

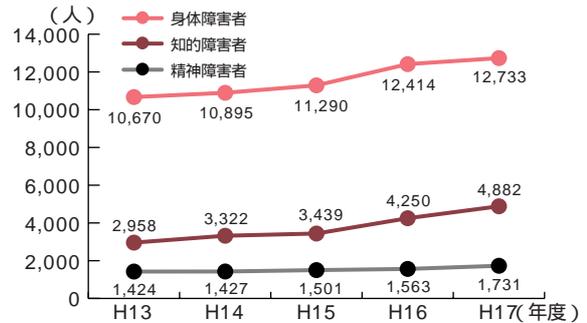
基本方針

障害者が自らの能力を社会のなかで発揮できるよう、障害者の社会参加を促進します。

障害者が安心して生活できるよう、保健・医療・福祉にわたるサービス提供体制を整備します。

障害者が住み慣れた地域で自立して生活できるよう、在宅福祉サービスを充実します。

障害者数の推移（3障害別）



障害者福祉の理念

完全参加と平等

ノーマライゼーションの理念を踏まえた1981年の国際障害者年の目標テーマで、障害のある人がそれぞれの住んでいる社会において、社会生活と社会の発展に完全に参加できるようにすると同時に、ほかの住民と同じ生活条件の中で生み出された成果を、経済的にも合理的かつ平等に配分されなければならないという理念です。

ノーマライゼーション

障害のある人を特別視するのではなく、社会の中で、ごく普通の生活を送っていけるような環境を整え、共に生きることこそ人間社会であるという考え。障害者福祉の重要な理念のひとつです。

リハビリテーション

身体的・精神的・社会的な活動性と適応能力を開発・回復するための技術訓練にとどまらず、人生のすべての段階において、人間としての権利の確保や復権に貢献し、障害のある人の自立と社会参加をめざすという考え。障害者福祉の重要なもうひとつの理念です。

主要施策

4 - 2 - 3 - 1

障害者の社会参加の促進

(1) 就労移行支援の推進

一般就労などを希望する障害者が、それぞれの適性にあった職業に就けるよう、就労移行のための支援計画に基づき、障害者職業センター^(注1)やハローワークなどの関係機関と連携をはかりながら、就労支援を推進します。

注1) 障害者職業センター

障害者の職業生活を促進するため、医療・福祉・教育などの関係機関と協力し、障害者本人と事業主の双方に対する様々な職業リハビリテーションサービスを提供する機関。設置主体は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構。

(2) 障害者の就業促進策の検討

障害者の就業を促進するため、障害者の雇用促進などについて、独自に優れた取り組みを行う企業への支援制度の創設を検討します。

注2) 脊柱側弯症(せきちゅうそくわんしょう)

脊柱が側方へ曲がってしまう病気。症状が重くなると肺機能が低下し、肺や心臓に重大な合併症を引き起こすこともある。治療は、主にギプス包帯を体全体にコルセット状に巻く矯正法がとられるが、彎曲が重い場合は手術療法を行う。

(3) 精神障害者の社会的自立の支援

通常の雇用契約による就労が困難な精神障害者が、一定期間の就労訓練を通じ、集中力や円滑な対人関係を築く能力などの環境適応能力を養うことができるよう、精神障害者社会適応訓練事業を実施し、精神障害者の社会的自立を支援します。

目標

指標	現況	21年度目標
就労移行支援の推進 〔就労移行支援の利用者数〕	-	60人

4 - 2 - 3 - 2

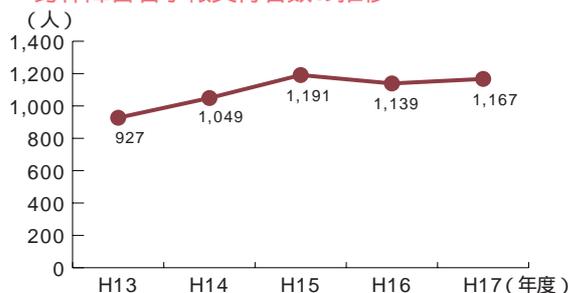
障害者サービス提供体制の整備

(1) 身体障害者手帳の交付

身体障害者とその障害の程度に応じて、福祉サービス、医療費の助成などの各種制度を円滑に利用できるよう、身体障害者手帳の交付事務を適切に行うとともに、交付期間の短縮化を検討します。

【新県都プラン】身体・知的障害者交通費補助事業
【新県都プラン】精神障害者交通費補助事業

身体障害者手帳交付者数の推移



(2) 身体障害者の自立支援医療の給付

身体障害者について、障害の状態の軽減をはかるとともに、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、人工透析や人工関節の手術、児童にあっては脊柱側弯症^(注2)の矯正治療などに医療給付を行います。

注3) 心の健康

「心が健康な状態」とは、周囲の人々と適切なかわりを持ちながら、家庭や職場、地域などの日常生活において、自分の役割を果たし、社会に適応できている状態をいう。

注4) 精神保健福祉センター

医師や心理判定員^(注5)、保健師^(注6)などの職員で構成され、精神保健および精神障害者の福祉に関する知識の普及や、精神保健福祉に関する相談・指導のうち複雑困難なものへの対応などを行う、都道府県が設置する技術的中核機関。

(3) 障害者への医療費の助成

心身の健康保持と生活の安定をはかるため、重度心身障害者や65歳以上の高齢身体障害者へ医療費を助成します。

(4) 精神保健福祉相談および訪問指導

心の健康^(注3)に問題を抱えている本人や家族などの相談に応じ、正しい知識や対処方法についての助言・指導を行うとともに、医療機関や精神保健福祉センター^(注4)などの関係機関を紹介します。

目標

指標	現況	21年度目標
精神保健福祉相談および訪問指導 〔嘱託医による心の健康相談日の実施回数〕	年24回開催 (17年度)	年24回開催

4 - 2 - 3 - 3

障害者の地域生活の充実

(1) 居宅介護の推進

障害者の在宅生活を推進するため、入浴、排せつまたは食事の介護など、居宅での生活全般にわたる適切な援助サービスが提供されるよう支援します。

(2) グループホーム整備の推進

障害者の入所施設などでの生活から、地域生活への移行が促進されるよう、グループホーム^(注7)の整備を支援します。

目標

指標	現況	21年度目標
居宅介護の推進 〔居宅介護のサービス提供量〕	3,553時間/月	5,013時間/月
グループホーム整備の推進 〔グループホーム利用者数〕	78人	151人

注5) 心理判定員

臨床心理学の専門教育を受け、対象者の心理学的見地から援助を行う専門職。

注6) 保健師

乳幼児から高齢者までの病気の予防や健康に関する保健指導に従事する、国家資格を有する者。

注7) グループホーム

知的障害者、精神障害者が家賃などの一定の経済的負担をし、地域社会のなかにある住宅やアパートなどにおいて、世話人による食事の準備や金銭管理などの日常生活援助を受けながら数人で共同生活を営む場。

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
1 障害者の社会参加の促進 (1) 就労移行支援の推進 3 障害者の地域生活の充実 (1) 居宅介護の推進	【市】 障害者が能力を発揮し、地域で自立できる生活環境とニーズを踏まえたサービス基盤の整備 【市民（サービス提供事業所）】 利用者個々の状況に即したサービス供給体制・機能の充実 【市民（地域住民）】 市民一人ひとりの理解と地域における支えあい 【市民（障害者本人）】 社会活動への積極的な参加	ノーマライゼーションの理念の市民生活への浸透 身近な場所での相談体制とサービス供給体制の充実

4 項 高齢者福祉の充実

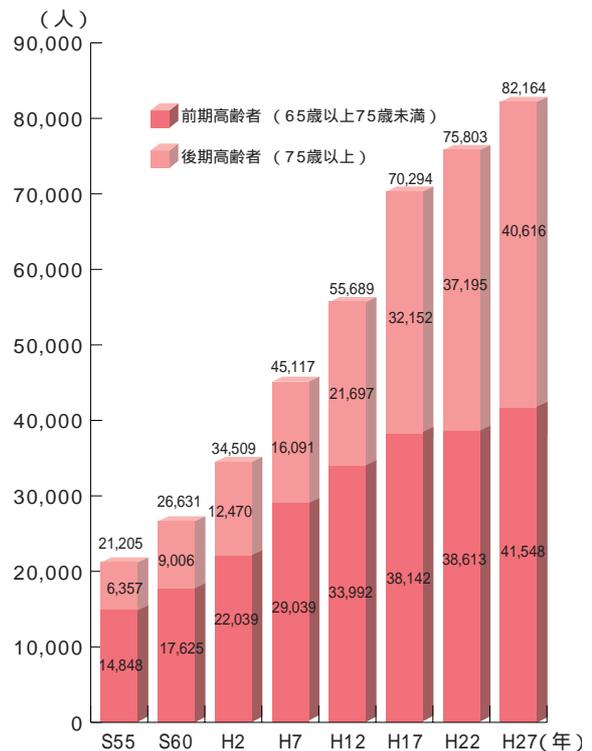
基本方針

高齢者一人ひとりが自立し、自分の能力をいかして積極的に社会にかかわることができるよう、高齢者の社会参加を促進します。

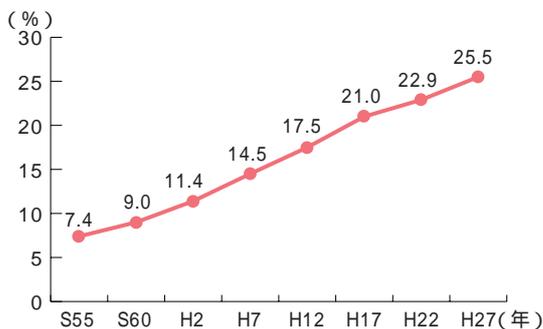
高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、在宅サービスの充実をはかるとともに、施設においても、高齢者の生活ができるだけ自宅での生活に近いものとなるよう、サービス提供体制を整備します。

高齢者が要介護^(注1)や要支援^(注2)状態になることを予防し、健康でいきいきとした生活をおくることができるよう、予防重視型の介護施策の充実に取り組みます。

秋田市の高齢者人口の推移
(前期、後期高齢者別人口)



高齢化率の推移



注1) 要介護
 身体上または精神上的の障害があるために、入浴、排せつ、食事などの日常生活における基本的な動作の全部または一部について、常時介護を要すると見込まれる状態。

注2) 要支援
 介護が必要な状態までとはいかないものの、日常生活を営むうえで支障が見込まれる状態。

主要施策

4 - 2 - 4 - 1

高齢者の社会参加の促進

(1) 生きがいがづくりと健康づくりの推進

高齢者が気軽に立ち寄ることのできる憩いの場の提供や、老人クラブなどの地域における自主的な取り組みを支援し、生きがいがづくりと健康づくりを推進します。

(2) 老人保健福祉月間の推進

老人の日(9月15日)を迎える9月を老人保健福祉月間と位置づけ、市の広報やホームページへの情報掲載、リーフレットの配布、出張講座の開催など、市民一人ひとりが高齢社会を身近なこととして関心を持ち、理解を深めるための運動を推進します。

目標

指標	現況	21年度目標
生きがいがづくりと健康づくりの推進 〔老人クラブ数、老人クラブ会員数〕	クラブ 244団体 会員 12,772人	クラブ 247団体 会員 12,900人

4 - 2 - 4 - 2

高齢者サービス提供体制の整備

(1) 地域包括支援センターの設置・運営

各地域に地域包括支援センター^(注3)を設置し、介護予防ケアマネジメント事業^(注4)、高齢者や家

族に対する総合的な相談・支援、虐待防止などの権利擁護事業^(注5)などを行い、地域住民の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援します。

(2) 地域密着型サービスの提供

認知症^(注10)高齢者などの住み慣れた地域での生活を支えるため、要支援者を対象とした地域密着型介護予防サービスや、要介護者^(注11)を対象とした地域密着型サービスを提供します。

(3) 老人福祉施設の整備

要介護2から要介護5の認定者数が増加傾向にあることから、介護が必要な高齢者の生活を支援するため、入所待機者の多い状況にある特別養護老人ホームの重点的な整備を進めます。

目標

指標	現況	21年度目標
地域包括支援センターの設置・運営 〔地域包括支援センター設置数〕 〔介護予防ケアマネジメント取り扱い件数〕	- -	10カ所 4,200件
老人福祉施設の整備 〔特別養護老人ホームの整備数〕 〔特別養護老人ホームの定員数〕	14施設 904人	16施設 1,004人

注3) 地域包括支援センター

介護保険法に基づく機関であり、地域の高齢者に対し、保健師^(注6)・社会福祉士^(注7)・主任ケアマネジャー^(注8)が中心となって、総合相談・支援、虐待防止などの権利擁護事業、介護予防ケアマネジメント、困難事例への対応などのケアマネジャー支援などを行う。本市では、市内各地域に10カ所設置する。

注4) 介護予防ケアマネジメント事業

要介護状態となることや要介護状態の悪化を予防するための課題分析、ケアプラン作成、効果測定などを一体的に行う事業。

注5) 権利擁護事業

高齢者に対する虐待防止と虐待の早期発見・早期対応や、そのための地域関係者のネットワークづくり、成年後見制度^(注9)の円滑な利用支援などを行う事業。

注6) 保健師

乳幼児から高齢者までの病気の予防や健康に関する保健指導に従事する、国家資格を有する者。

注7) 社会福祉士

身体上、精神上の障害があることと環境上の理由により、日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導などの援助を行う社会福祉専門職。

注8) ケアマネジャー(介護支援専門員)

介護保険利用者などからの相談に応じ、適切なサービスが受けられるよう、市町村や介護保険施設、居宅サービス事業者などとの調整やケアプランの作成などを行う者。

注9) 成年後見制度

認知症などにより判断能力が不十分な方の生活と財産を保護する制度。

注10) 認知症

成人に起こる認知(知能)障害。記憶、判断、言語、感情などの精神機能が減退し、その減退が一過性ではなく慢性に持続することによって日常生活に支障をきたした状態。

注11) 要介護者

身体上または精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事などの日常生活における基本的な動作の全部または一部について、常時介護を要すると見込まれる状態にある者。

4 - 2 - 4 - 3

高齢者の健康維持の促進

(1) 介護予防サービスの充実

高齢者が要支援や要介護状態になることを予防し、健康でいきいきとした生活をおくることができるよう、生活機能の維持・向上に着目した介護予防サービス^(注12)を充実します。

(2) 介護予防に関する知識の普及・啓発

健康教育、健康相談などの取り組みを通して介護予防に関する知識の普及・啓発を行うとともに、地区の社会福祉協議会が高齢者を対象に実施する、軽スポーツや趣味活動などの健康・生きがいづくり活動へ助成を行い、地域の自主的な活動を支援します。

目標

指標	現況	21年度目標
介護予防サービスの充実 〔介護予防事業 ^(注13) 実施数〕	5事業	8事業

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
<p>1 高齢者の社会参加の促進 (1) 生きがいづくりと健康づくりの推進</p>	<p>【市】 高齢者が能力をいかし、積極的に社会参加できる環境の整備</p> <p>【市民（地域住民）】 高齢社会への関心と敬老意識の高揚、ボランティア活動への参加</p> <p>【市民（高齢者）】 自発的な健康づくりや地域活動への取り組み</p>	<p>高齢者に身近な活動の場の確保や情報の拠点機能の充実</p>
<p>3 高齢者の健康維持の促進 (1) 介護予防サービスの充実</p>	<p>【市】 総合的な介護予防システムの確立</p> <p>【市民（サービス提供事業所）】 利用者の状態にあった良質なサービスの提供</p> <p>【市民】 介護予防の必要性への理解と地域や家族ぐるみでの介護予防の実践</p>	<p>予防重視型施策の充実</p>

注12) 介護予防サービス

要介護状態などになることを予防し、または悪化を防止することを目的に、筋力などの機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上のために行うサービス。

注13) 介護予防事業

高齢者が、介護を必要とする状態になることなく、できるだけ自立した生活をおくることができるよう提供するサービス。現在、ヘルパー派遣による日常生活支援、保健師などによる健康教室や個別相談、運動施設で行う転倒予防運動などを実施しており、今後は、デイサービス施設で行う日常生活動作訓練を実施するほか、地域や家庭などの身近な場所で提供するサービスを検討していく。

3節 市民の主体的な活動の実現

1項 市民による地域づくりの推進

基本方針

市と市民が連携して、地域の個性や特色をいかした魅力ある地域づくりを展開できるよう、地域づくり組織^(注1)などの結成を支援します。

住民自治の充実をめざすため、市民協働^(注2)と都市内地域分権^(注3)の拠点として、(仮称)市民サービスセンター^(注4)を整備します。

地域自治活動の振興をはかるため、町内会が行う自治活動を支援するとともに、地域自治活動の拠点であるコミュニティ施設の整備・充実につとめます。

地域と地区について

地域づくり組織の結成における「地域」とは、(仮称)市民サービスセンターの整備予定単位の区域である中央・東部・西部・南部・北部・河辺・雄和の7地域をいう。

地区づくり組織の結成における「地区」とは、原則として、小学校区を単位とする区域をいう。

主要施策

4 - 3 - 1 - 1

地域の自治活動への支援

(1) 地域づくり組織などの結成支援

小学校区単位などの地区を基礎として地区づくり組織^(注5)を、7つの(仮称)市民サービスセンターごとに地域づくり組織を結成し、これらの組織と市が連携して、それぞれの役割を発揮しあうことにより、地域の個性や特色をいかした魅力ある地域づくりの展開をめざします。

(仮称)西部地域市民サービスセンターの開設にあわせ、地域づくり組織などの結成に向けた取り組みを支援するほか、西部地域の状況を踏まえながら、他の地域における組織の結成に向けた検討を進めます。

(2) 町内会活動への支援

地域自治活動を担う町内会に対し、活動費の助成を通じて町内会活動を支援します。また、地域自治活動の拠点となる町内集会所の整備に対し、補助や貸付けなどの支援を行います。

目標

指標	現況	21年度目標
地域づくり組織などの結成支援 〔地域づくり組織の結成数〕	-	1組織

注1) 地域づくり組織

市民の意見を集約し、これを行政施策に反映させるとともに、市との協働によるまちづくり活動の提案などを行うことを想定している組織。

注2) 市民協働

市と市民が共通の目的を達成するために、協力して働くこと。

注3) 都市内地域分権

「身近な行政サービスを身近な場所で提供できる」「地域の課題は地域で解決できる」ようにするための仕組みづくりを進めること。

注4)(仮称)市民サービスセンター

中央・東部・西部・南部・北部・河辺・雄和の市内7地域に、支所・公民館機能などの複合化をはかり総合的に整備する予定の公共施設。現在、市役所本庁が持っている権限や予算を(仮称)市民サービスセンターへ可能な限り移譲し、地域の課題は(仮称)市民サービスセンターで対応することをめざしている。

注5) 地区づくり組織

地区内の各種団体のネットワーク化をはかり、それぞれの団体の人材を有効に活用するなど、相互に連携して地区内の課題に総合的かつ柔軟に対応することを想定している組織。

4 - 3 - 1 - 2
自治活動拠点の整備

(1) (仮称)西部地域市民サービスセンター
整備事業 (21年度完了)

住民自治の充実をめざす市民協働と都市内地域分権の拠点のひとつとして、(仮称)西部地域市民サービスセンターを、支所、公民館などの公共施設の複合化をはかり、総合的に整備します。

(2) (仮称)北部地域市民サービスセンター
整備事業

(仮称)北部地域市民サービスセンターの整備に向け、ワークショップ^(注6)などを開催しながら、施設機能などの検討を進めます。

(3) 河辺・雄和両市民センターの(仮称)
市民サービスセンターへの移行の検討

(仮称)西部地域市民サービスセンター開設後に河辺・雄和両市民センターから(仮称)市民サービスセンターへの移行について検討を進めます。

その際、河辺・雄和両地域活動センター^(注7)を(仮称)市民サービスセンター機能の一部として取り込むことについても、あわせて検討します。

(4) コミュニティセンター整備事業

地域自治活動の拠点となるコミュニティセンターを設置するとともに、老朽化の進む既存コミュニティセンターの改修を計画的に進めます。

目標

指標	現況	21年度目標
(仮称)西部地域市民サービスセンター整備事業 [(仮称)市民サービスセンターの整備済み施設数]	-	1施設

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
1 地域の自治活動への支援 (1) 地域づくり組織などの結成支援	【市】 地域づくりの情報提供と意識啓発 地域における人材・団体のネットワーク化などへの支援 【市民】 地域づくりへの理解と参加 地域住民による組織結成に向けた各種団体の実態把握や意見調整	地域住民の主体的な組織結成のための意識啓発 地域づくり組織などの役割の明確化
1 地域の自治活動への支援 (2) 町内会活動への支援	【市】 地域自治活動に対する財政支援 【市民(町内会など)】 地域自治活動の実施	
2 自治活動拠点の整備 (4) コミュニティセンター整備事業	【市】 地域住民団体の育成指導 【市民】 コミュニティ施設の管理・運営	

注6) ワークショップ

本来、作業場や工房を意味する言葉であるが、今日では「創造的な話し合いの場」「参加者の潜在的な能力を引き出し声にしていく場」という意味で、住民参加型のまちづくりなどにおける合意形成の手法として用いられていることが多い。

注7) 地域活動センター

文化、芸術などの広範な分野における市民の交流および地域における市民の自主的で多様な活動を推進するため、平成19年4月に河辺・雄和市民センター庁舎内に設置した、多目的ホール、会議室、住民談話室および作品・資料展示コーナーからなる施設。

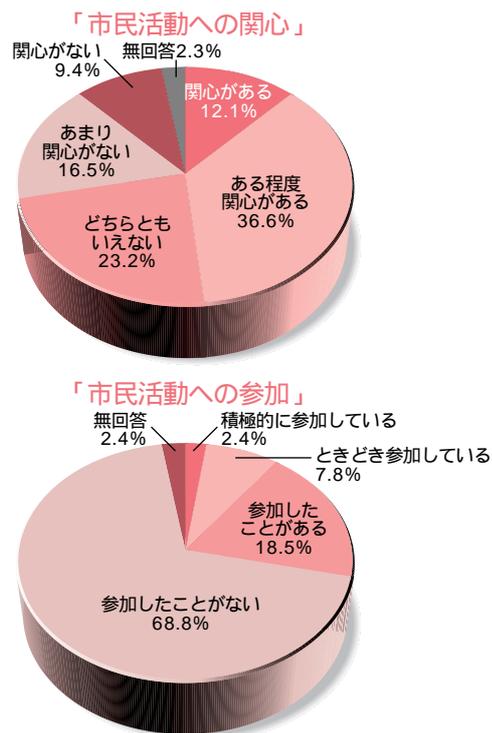
2項 市民活動の促進

基本方針

市民主体の独自性ある地域づくりを担う各種の市民活動を促進するため、秋田市市民活動促進基本方針^(注1)に基づく関連施策などを推進するとともに、市民活動への支援のあり方を検討し、機会の拡充をはかります。

市民一人ひとりが市民活動への意欲を持てるよう、各種市民活動に参加しやすい環境をつくります。

市民意識調査



主要施策

4 - 3 - 2 - 1

市民活動の機会の拡充

(1) (仮称)西部地域市民サービスセンターへの地域活動支援機能の整備

地域の団体などによる活動を支援するため、(仮称)西部地域市民サービスセンター^(注2)に地域づくり組織^(注3)の事務室や各種OA機器などを配置した地域活動支援機能を整備します。

(2) 地域愛形成事業の推進

市民から事業の提案を募集し、市と協力しながら事業を実施する仕組みである地域愛形成事業を推進することで、市民が自分の住む地域に愛着を持って、地域の課題を解決できる機会を拡充します。

目標

指標	現況	21年度目標
(仮称)西部地域市民サービスセンターへの地域活動支援機能の整備 〔地域活動支援機能の整備数〕	-	1件
地域愛形成事業の推進 〔地域愛形成事業の提案対象事業数および実施件数〕	2件	8件

注1)秋田市市民活動促進基本方針

市民一人ひとりが各種の市民活動に参加しやすい環境をつくるため、平成16年3月に策定した方針。この方針における市民活動とは、自らの自由意思に基づき自主的・自発的に行う活動、幅広く他の人たちをサポートする活動、営利を目的としない活動、市にかかわりのある活動のすべてを満たす活動としている。ただし、宗教や政治に関する活動は含まない。

注2)(仮称)市民サービスセンター

中央・東部・西部・南部・北部・河辺・雄和の市内7地域に、支所・公民館機能などの複合化をはかり総合的に整備する予定の公共施設。現在、市役所本庁が持っている権限や予算を(仮称)市民サービスセンターへ可能な限り移譲し、地域の課題は(仮称)市民サービスセンターで対応することをめざしている。

注3)地域づくり組織

市民の意見を集約し、これを行政施策に反映させるとともに、市との協働によるまちづくり活動の提案などを行うことを想定している組織。

4 - 3 - 2 - 2

市民活動に参加しやすい環境づくり

(1) 市民活動の育成・支援

秋田市民交流プラザ^(注4)内の市民交流サロン^(注5)において、市民活動の育成・支援を目的とした各種講座の開催や情報提供を行うほか、市民活動アドバイザー^(注6)による相談・コーディネート業務を行うなど、市民活動に参加しやすい環境を整備します。

目標

指標	現況	21年度目標
市民活動の育成・支援 〔市民交流サロン年間利用者数〕	11,242人 (17年度)	14,000人

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
<p>1 市民活動の機会の拡充 (2) 地域愛形成事業の推進</p>	<p>【市】 市民協働の機会の拡充</p> <p>【市民】 自ら地域の課題に取り組むことができる体制づくり</p>	市民が地域課題に主体的に取り組んでいくための意識啓発
<p>2 市民活動に参加しやすい環境づくり</p>	<p>【市】 市民の自主的・主体的な活動がしやすい環境の整備</p> <p>【市民】 自主的・主体的な活動の実施 市民活動への積極的な参加</p>	既存の市民活動団体が十分に連携できる環境の整備

注4) 秋田市民交流プラザ

秋田駅周辺に多くの人々が集い、文化・芸術・福祉・教育などの広範な分野において市民同士が交流できる場を創出し、市民生活の向上や地域の活性化をはかることを目的に、秋田駅東口の秋田拠点センターアルヴェ内に設置した施設。市民サービスセンター、市民活動センター、きらめき広場、多目的ホール、自然科学学習館、子ども未来センターなどがある。

注5) 市民交流サロン

市民活動センター内にある市民活動の拠点施設。市民活動アドバイザーが常駐し、相談・コーディネート業務を行うほか、市民活動に関する各種講座を開催している。

注6) 市民活動アドバイザー

市民活動育成・支援のために市民交流サロンに設置された相談員。市内で活動する市民活動団体に対し、活動に関する相談や団体間の調整などを行う。